

倉口蓋の支持部材に使用される材料に関する事項

改正規則

鋼船規則 C 編及び CS 編

改正事項

倉口蓋の支持部材に使用される材料に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 S21A (UR S21A) では、ばら積貨物船、鉱石運搬船及び兼用船以外の船舶（コンテナ運搬船や一般貨物船等）の貨物用倉口に関する要件が定められており、倉口蓋の支持部材に使用される材料として、船体用圧延鋼材、硬化鋼材及び樹脂性材料に関する要件が規定されている。

このうち、樹脂性材料については低摩擦材料を念頭に規定されたものであるが、業界より樹脂性材料以外の低摩擦材料の取り扱いが不明確との問い合わせがあったことを受け、IACS は、本要件が樹脂性材料を含む一般的な低摩擦材料に対する要件であることを明確にすべく改め、2018 年 2 月に UR S21A(Rev.1, Corr.1)として採択した。

このため、IACS UR S21A(Rev.1, Corr.1)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

倉口蓋の支持部材に使用される材料のうち、「樹脂性材料」を「低摩擦材料」に改めた。

改正条項

鋼船規則 C 編 表 C20.10

鋼船規則 CS 編 表 CS19.10